第卅五條 党員にして左の一に該當するものは中央執行委員會又は大會に於て除名することを得

一、党の主義綱領に違背したる者

二、党の面目を毀損したる者

三、党の統制を乱したる者

第卅六條 前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す

第九章 附則

第卅七條 党の綱領及規約は党大會出席代議員三分之二以上の賛成を得るに非ざれば変更加除することを得ず

別表第一

党大會出席代議員選出比率

支部聯合會會員三百名までは一名以上三百名未満を増す毎に一名

別表第二

支部聯合會大會出席代議員選出比率

支部員五拾名までは一名以上五拾名未満を増す毎に一名

以上

創立宣言

普通選挙の實施は國民の政治參與之大衆進出の機會を賚した。而し乍ら政權は依然少數特權階級の手に独占せられたる。政治を少數の民衆の手に解放したのみで、而も實に多年持續せる政治的經濟的弊害の爲めに正に悲しむべき一大[illegible]難きかを[illegible]我國民の[illegible]合法的手段に依り政治の希望を與へ、健全なる國民生活の樹立の爲めに讃ふ可き新時代の光明を示すものである。我等無產勤労階級は我々の時代の重大なる時機に当面して与へられたる我等の國民的責務に就いて深く省察すると共に現在社會に於ける我等の歴史的使命を自覚し新に獲得したる政權を最大限度に有効に行使して國家の[illegible]政治の改造、人類文化の向上進捗の爲めに[illegible]寄與する[illegible]之れ實に我等無產階級が自ら[illegible]最善の道であると共に又實に我等の國民的[illegible]務[illegible]に[illegible]時[illegible]國民生活に於て最[illegible]